

令和5年度ポイ捨て等防止に関する実施計画

安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成7年9月29日安城市条例第33号）第8条の規定に基づき、実施計画を次のとおり定める。

1 「町を美しくする運動」の実施

（1）運動目標

- ・ ポイ捨て等防止と清掃に対する意識の高揚
- ・ 環境美化実践活動の協力推進

（2）運動期間

春の運動期間 令和5年5月21日から令和5年6月5日まで

秋の運動期間 令和5年10月13日から令和5年10月22日まで

2 ポイ捨て等防止市民行動の日（市民清掃の日）の実施

期間中の日曜日に当たる春の5月21日と28日と6月4日、秋の10月15日と22日を特にポイ捨て等防止市民行動の日（市民清掃の日）と定め、各家庭並びに町内単位の一斉清掃を計画し実施する。

3 環境美化活動

地域において、日頃より活用する公園、広場、道路等公的施設の清掃奉仕、美化活動を、町内会、子ども会、老人クラブ、婦人会などの団体により計画、実施する。また、ポイ捨て防止啓発看板の作成等、市民への啓発活動を合わせて実施する。

4 環境美化標語の募集

市民を対象に、環境美化、ポイ捨て防止、ごみ減量にかかる標語を募集する。

募集期間：令和6年2月29日まで（広報あんじょう2月号掲載）

5 環境衛生功労者（団体）、環境美化標語優秀者の表彰

日頃、地域環境美化に尽力されその功績が顕著である者（団体）と環境美化標語の優秀者の表彰を行う。

6 環境美化ポスターの募集、展示

市内の小学4年生を対象に募集し、優秀作品を秋の運動期間中、公民館に展示し、市民の理解と意識の向上に努める。

募集期間：令和5年6月中旬から令和5年9月上旬まで

展示期間：令和5年10月13日から令和5年10月22日まで